

遺言書

遺言者は、その所有する一切の財産を、妻山田花子に相続させる。

平成〇〇年〇月〇〇日

東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番1号

遺言者 山田 太郎 印

相続のご相談は

0120-819-674 (0120 はい、苦勞なし) までどうぞ

東京西法律事務所/アンサーズ会計事務所

www.わかる相続.com